

令和元年6月定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 令和元年6月25日（火）午後2時00分～午後3時15分
- ◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
- ◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
山口 道彦	仲野 務	山元 直美	勝山 健一	南 栄子

◎ 事 務 局

山本 教育総務課長	山下 教育総務部長	山本 生涯学習部長	古村 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	金銅 教育総務部 理事兼 学校給食課長
正木 生涯学習部 次長兼 生涯学習課長	辻野 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	阪本 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長	尾谷 中央図書館長
井尻 金剛図書館長				
				(書記)谷塚 教育総務課長代理

令和元年度 6 月定例教育委員会会議録

令和元年 6 月 25 日(火)

開会：午後 2 時 00 分

閉会：午後 3 時 15 分

山本教育総務課長

令和元年度 6 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、7 月 25 日（木）午後 1 時 00 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。

《議事日程を説明》

それでは、教育長開会をお願いいたします。

山口教育長

それでは、令和元年度 6 月定例教育委員会会議を開会いたします。

まずは、日程第 1、会議録署名委員の指名について、今月は、南委員よろしくお願いたします。

南 委 員

わかりました。

山口教育長

続きまして、日程第 2、会議録の承認について、先月 5 月定例教育委員会会議及び臨時教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続きまして、日程第 3、教育長報告に移ります。今月は 2 件の報告がございます。それでは、報告第 6 号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、今月は新たに承認申請のあった行事が 2 件ございます。それでは①について、生涯学習課より説明をお願いします。

正木生涯学習課次長

新たに承認申請のありました行事について説明させていただきます。行事名は、流域・子どもの「いきもの」ミュージアム、主催者は、石川河川公園管理共同体でございます。内容は、石川流域の中高生による企画水槽の展示や自然観察です。期日は、令和元年 7 月 21 日（日）から 8 月 3 日（土）、場所は石川河川公園管理事務所、対象者は幼児から大人まで、参加料は無料となっております。このイベントにつきましては、これまでも行われておりましたが、今年度から改めて流域の市や町の各教育委員会に後援名義を依頼されることになりました。実施目的としましては、石川流域の宝物である生物について、コツコツと調べている大学生、高校生、中学生、小学生が地域の方々にわかり易く発信するミュージアムという形式になっております。本事業につきましては、営利目的や政治活動、宗教活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められるため、承認をお願いするものです。以上、よろしくお願いたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、①の行事につきまして、何かご質問等はありませんか。

勝 山 委 員

自然観察というのは、毎日開催されるのですか。中高生の方が案内されるなど、どのような形で実施されるのでしょうか。

正木生涯学習部次長 この行事のメインは、展示会となっております、自然観察につきましては、土日のどちらかの1日だけ行うとお聞きしております。

山口教育長 他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、次の②について、生涯学習課より説明をお願いします。

正木生涯学習部次長 続きまして、②の行事について説明させていただきます。行事名は、夏休み自由研究で富田林寺内町を歩いてみよう、主催者は、富田林寺内町ボランティアガイドの会でございます。内容は、地元ボランティアガイドが寺内町を案内、期日は、令和元年8月9日（金）から8月11日（日）、場所は富田林寺内町、対象者は小学4年生から中学3年生、参加料は無料となっておりますが、重要文化財旧杉山家住宅の入館料は別途必要となります。この事業につきましても、営利目的や政治活動、宗教活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められるため、承認をお願いするものです。以上、よろしく願いいたします。

山口教育長 ありがとうございます。それでは、②の行事につきまして、何かご質問等はございませんか。

仲野委員 対象者が小学4年生からとなっておりますが、私の記録では、3年生から自分たちの市や町の勉強を始めると思っています。何か理由があって対象者が4年生からになっていると思っていますが、今、勉強を始めている3年生を対象に広げる事が出来れば良いことだと思うのですが。

正木生涯学習部次長 対象者の理由等はお聞きしていない状況ですが、頂きましたご意見については、主催者の方へお声がけさせていただきたいと思っております。

山元委員 ちょうど副読本にも3年生から富田林寺内町が掲載されています。4年生ですと大阪府の勉強になりますので、できれば3年生からのほうが良いですね。

山口教育長 他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、これまで承認したことのある③から⑤の行事について、何かご質問等はございませんか。

勝山委員 ④について、外国にルーツを持つ親子と日本人親子に分けている意味はあるのでしょうか。

辻野教育総務部次長代理 まずは、外国にルーツを持つ子どもさんや親御さんたちが対象となりますが、その方々に繋がりのあるご近所の方々やお友達など、比較的身近な日本の方も参加できることをあえて記載させていただいております。

勝山委員 まずは、外国にルーツを持つ子どもたちが、もっと日本での生活に慣れていただくということが目的なのですか。

辻野教育総務部次長代理 はい、そのとおりでございます。

山元委員 主催者の実施委員会は元々、そういう事を趣旨とされているのですね。

辻野教育総務部次長代理 はい、そのとおりでございます。

勝山委員 例年では、どちらの国の参加者の方が多いのですか。

辻野教育総務部次長代理 最近ではベトナムやフィリピンにルーツを持つ方が増えておりますが、やはり中国にルーツを持つ方が多いこともございます。昔と比べますと現在は、多くの国の方々がいらっしゃいますので、どちらの方が多いということは特定しにくい部分があるかと思っております。

山口教育長 現在は、約38か国、1400人ほどの方が居られると聞いております。小学校など、

そのぐらいの年齢からこのような行事を通じて繋がりを作っていこうということが、大きな趣旨であるかと思えます。

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第 6 号につきましては、これで終わります。続きまして、報告第 7 号、富田林市文化振興事業団の平成 30 年度事業報告及び決算報告並びに平成 31 年度事業計画等について、生涯学習課より説明をお願いします。

それでは、報告第 7 号、富田林市文化振興事業団の平成 30 年度事業報告及び決算報告並びに平成 31 年度事業計画等につきまして、ご報告申し上げます。はじめに、平成 30 年度の事業報告書並びに収支決算書につきましてご説明申し上げます。39 ページをお願いいたします。

事業の概要でございますが、市民の積極的・自主的な文化活動の一層の促進と機会の充実を図るため「地域とともに」を基本理念とし、身近で親しむことができる様々な事業を実施するとともに、芸術文化創造の核となる人づくりや次世代を担う子どもたちへの芸術文化活動にも積極的に取組み、市民芸術活動の支援、人材育成の推進及び教育活動への貢献などにより、特色ある富田林市の芸術文化を発信いたしました。

平成 30 年度は、地域の演劇文化普及を目的として、アマチュア劇団や人形劇団でつくる「夏・劇 すばる演劇フェスティバル」を開催し、過去 6 回実施した「すばるオリジナルミュージカル」の OB・OG たちで創作する演劇公演を新たに実施しました。また、地域の音楽文化普及を目的として、昨年度に引き続き市内の小学 4 年生を対象とした「音楽アウトリーチ事業」や南河内地区中学校教育研究会音楽部会との共催で「南河内地区中学校吹奏楽部初心者講習会」を開催。また、オオサカシオンウィンドオーケストラと締結した文化芸術振興パートナーシップ協定により、市内の小学 5 年生を対象とした学校鑑賞会や中学校吹奏学部を対象としたクリニックを実施するなど次世代への音楽普及を目的とした事業を実施しました。

次に、事業の内容でございますが、39 ページから 44 ページは、1、文化芸術の振興事業として、(1) 舞台芸術鑑賞事業を、44 ページから 46 ページは、(2) 市民参加の文化芸術創造事業を、46 ページから 55 ページは、(3) 芸術文化の普及啓発事業を、次に、55 ページから 59 ページは、(4) 教育文化に関する知識の普及啓発及びプラネタリウム投映に関する事業を、60 ページから 65 ページは、(5) 市民の芸術文化活動を推進するための環境づくりを目的とした事業を、それぞれ、事業内容の詳細を掲載させていただいております。65 ページをお願いいたします。

施設利用につきましては、公の施設管理者として、条例及び規則に基づき、公平・公正に施設を貸与し、施設の効果的、効率的な管理運営に努めました。施設利用状況では、すばるホールの利用人数は 21 万 1,685 人で、前年度と比較いたしますと 1 万 1,261 人の減となっております。

続きまして、平成 30 年度の会計決算の内容につきまして、70 ページの正味財産増減計算書の当年度の欄によりご説明申し上げます。まず、一般正味財産増減の部でございますが、1、経常増減の部、(1) 経常収益につきまして、①基本財産運用益、51 万 9,292 円、②特定資産運用益、24 万 4,428 円、③受取会費、69 万 7,000 円、④事

業収益 3 億 1,225 万 8,647 円、⑤受取補助金等、0 円、経常収益計は 3 億 1,371 万 9,367 円で、前年度に比べまして、283 万 2,154 円の減でございます。一方、(2) 経常費用は、①事業費 3 億 541 万 8,766 円、71 ページをお願いいたします。②管理費 497 万 5,110 円となっております。以上、経常費用計は 3 億 1,039 万 3,876 円で、前年度に比べまして、664 万 7,910 円の減でございます。

2、経常外増減の部の (1) 経常外収益 0 円、(2) 経常外費用 0 円、税引前当期一般正味財産増減額は、332 万 5,491 円となり、法人税等を引きました当期一般正味財産増減額は、316 万 7,691 円でございます。一般正味財産期首残高は 8,696 万 8,885 円で、一般正味財産期末残高は 9,013 万 6,576 円でございます。

次に、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額は無く、指定正味財産期首・期末残高とも 2 億円でございます。したがって、正味財産期末残高は 2 億 9,013 万 6,576 円で、前年度に比べまして 316 万 7,691 円の増でございます。なお、69 ページの貸借対照表及び 72 ページ以降の財務諸表に対する注記、附属明細書、次の財産目録、貸借対照表内訳表及び 76 ページの正味財産増減計算書内訳表の説明につきましては、まことに勝手ながら省略させていただきます。

恐れ入ります、38 ページにお戻りください。本決算につきましては、去る 5 月 17 日に事業団の監事によります監査を受けており、ここに監査報告書を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、平成 31 年度の事業計画書及び収支予算書につきまして内容のご説明を申し上げます。恐れ入りますが、80 ページをお願い申し上げます。

事業計画書の基本方針につきましては、30 年度と大きく変わることはありませんが、新たな取り組みとして、ピアノやバイオリン、声楽、吹奏楽の楽器など、音楽を学習している小学生から高校生を対象に、演奏技術の向上のために楽譜を正しく読む練習を通じて読譜力を身に着ける音楽基礎講座や吹奏学部にも所属している学生にプロから直接指導を受ける音楽講座など「すばるユースアカデミー」を開講し、よりよい演奏をするための環境づくりを行います。平成 31 年度の事業計画の内容につきましては、80 ページの下から 84 ページをご参照ください。

次に、平成 31 年度の収支予算でございますが、85 ページ、収支予算書をお願いいたします。まず、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部でございますが、(1) 経常収益といたしまして、基本財産運用益 44 万円、特定資産運用益 24 万円、受取会費 55 万円、事業収益 2 億 9,137 万 1,000 円、受取補助金等 1,000 円、雑収益 1,000 円、したがって、経常収益計は 2 億 9,260 万 3,000 円でございます。

次に、(2) 経常費用といたしまして、事業費支出 2 億 9,333 万 5,960 円、86 ページに移りまして、管理費支出 316 万 40 円、経常費用計は 2 億 9,649 万 6,000 円でございます。したがって、当期経常増減額は、-389 万 3,000 円でございます。

2、経常外増減の部では、当期経常外増減額は無く、当期一般正味財産増減額は-389 万 3,000 円となり、したがって、一般正味財産期首残高は、7,060 万 2,952 円で、一般正味財産期末残高は、6,670 万 9,952 円でございます。また、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額は無く、指定正味財産期首・期末残高とも 2 億円でございます。したがって、正味財産期末残高は、2 億 6,670 万 9,952 円

でございます。87 ページは、収支予算書内訳表でございますが、説明につきましては、まことに勝手ながら省略させていただきます。以上で、公益財団法人富田林市文化振興事業団の経営状況報告を終わらせていただきます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、この件につきまして、何かご質問等はございませんか。

仲野委員

48 ページの①文化芸術振興パートナーシップ協定事業では、パートナーシップ協定により、芸術鑑賞会へ市内公立小学校 5 年生を入场無料で招待したと記載がありますが、②市内中学校吹奏楽部へのクリニックについては、無料なのか有料で実施されたのか、49 ページ③の会場提供については、有料だったのが気になりましたが、わかるのであれば教えてください。

正木生涯学習部次長

②のクリニックにつきましては、文化振興事業団とオオサカシオンウインドオーケストラが業務提携しておりますので、その契約金額の中でクリニックを実施しておりますので、文化振興事業団の負担となります。③の会場提供につきましても、文化振興事業団がその費用を負担しております。①の芸術鑑賞会につきましても、同じく契約の中で負担しておりますが、契約のメリットとして、通常の鑑賞会等と比較して安価な料金で鑑賞できるということがございます。

仲野委員

52 ページの音楽アウトリーチ事業について、これは各学校での出前体験事業で、とても良い事業なのですが、この事業経費については、文化振興事業団が出されているのか、ボランティアで実施されているのか教えてください。

正木生涯学習部次長

こちら、文化振興事業団の経費から支払われております。

山元委員

事業報告や決算報告はこの資料で解るのですが、教育委員として心配しているのは、以前起こった不祥事の件があります。それに関して委員会としては、どの様なチェックをしているのか。監査など、この資料には見えない努力をされているとは思いますが、もし、あれ以来、重点的に実施されていることがありましたら教えてください。

正木生涯学習部次長

まず、監査の人員を 1 名から 2 名に増員しております。また、生涯学習課で 3 ヶ月に 1 回、監査とは別に、書類等の審査を行っております。

山元委員

不祥事の件は、一人職場であったと思いますが、そのあたりの組織体制はいかがでしょうか。

正木生涯学習部次長

ご指摘の点につきましては、駐車料金の精算機で問題が発生しましたことから、現在は複数で対応するよう体制を変更しております。

山口教育長

他に何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第 7 号につきましては、これで終わります。続きまして、日程第 4、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は 11 件の案件がございます。それでは、議案第 14 号、富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命について、教育総務課より説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、議案第 14 号、富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命について、ご説明させていただきます。議案第 14 号をご覧ください。

当委員会は、余裕教室活用指針に基づき、市立小中学校に生じた余裕教室につい

て、地域等での活用の申し出があった場合などに検討、審議することとしております。この度、4月の人事異動、並びに選出区分の役員改選等に伴い、富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱第3条の規定により、委嘱・任命をお願いするもので、任期は、前任者の残任期間である令和2年6月30日まででございます。なお、変更のあった委員については、氏名に網掛けをしております。以上で、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第14号につきまして、何かご質問等はありませんか。

特に無いようですので、議案第14号につきましては、提案どおり議決させていただきます。続きまして、議案第15号、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、教育指導室より説明をお願いします。

辻野教育総務部次長代理

議案第15号、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、説明させていただきます。資料の議案第15号をご覧ください。

富田林市いじめ問題対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策の推進を図ることを目的としております。同委員会要綱第4条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間でございます。なお、今回変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。ご審議よろしくお願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第15号につきまして、何かご質問等はありませんか。

特に無いようですので、議案第15号につきましては、提案どおり議決させていただきます。続きまして、議案第16号、富田林市立小中学校校区対策委員会の委嘱・任命について、教育指導室より説明をお願いします。

辻野教育総務部次長代理

議案第16号、富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命について、説明させていただきます。資料の議案第16号をご覧ください。

富田林市立小中学校校区対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、富田林市立小中学校の通学区域について、調整・審議し意見を具申することを目的としております。同委員会規則第3条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間でございます。なお、変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。ご審議よろしくお願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第16号につきまして、何かご質問等はありませんか。

勝山委員

校区対策委員会というのは、通学区域について検討する場でしょうか。

辻野教育総務部次長代理

はい、そのとおりでございます。見直し等が必要な場合に、必要に応じて開催させていただきますこととなります。

勝山委員

毎年見直し等はされているのですか。

辻野教育総務部次長代理

この何年間かは開催を必要とした事例はございません。

山口教育長

他に何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、議案第16号につきましては、提案どおり議決させていただきます。続きまして、議案第17号、放課後

正木生涯学習部次長

子ども教室運営委員会の委嘱・任命について、生涯学習課より説明をお願いします。

それでは、議案第 17 号につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。本議案は、生涯学習課において設置しています富田林市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱・任命についてでございます。本委員会は、富田林市附属機関の設置に関する条例に基づき市教育委員会の附属機関とされる富田林市放課後子ども教室運営委員会の委員の委嘱・任命を行うものです。

今回の委嘱・任命は現委員の任期が本年 6 月末で切れることにより、委員 14 名のうち、6 名が所属団体等の人事異動等により入れ替わるものでございます。変更のあった委員は、新旧対照表に記載のとおりでございます。以上、提案させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 17 号につきまして、何かご質問等はないでしょうか。

特に無いようですので、議案第 17 号につきましては、提案どおり議決させていただきます。続きまして、議案第 18 号、富田林市社会教育委員の委嘱・任命について、生涯学習課より説明をお願いします。

正木生涯学習部次長

それでは、議案第 18 号につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。本議案は、生涯学習課において設置しています富田林市社会教育委員の委嘱・任命についてでございます。本委員会は、社会教育法第 15 条の規定に基づく富田林市社会教育委員設置条例に従って委嘱・任命を行うものです。

今回の委嘱・任命は現委員の任期が本年 6 月末で切れることにより、委員 10 名のうち、2 名が所属団体等の人事異動等により入れ替わるものでございます。変更のあった委員は、新旧委員対照表に記載のとおりでございます。以上、提案させていただきます。どうぞ、よろしくお願います。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 18 号につきまして、何かご質問等はないでしょうか。

特に無いようですので、議案第 18 号につきましては、提案どおり議決させていただきます。続きまして、議案第 19 号から議案第 22 号については、関連連しますので、一括して文化財課より説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは、議案第 19 号から 22 号について、関連していますので、続けて説明させていただきます。

本件は、令和元年 5 月定例教育委員会にて議決をいただきました、富田林市立じないまち交流館条例、重要文化財旧杉山家住宅条例、富田林市立寺内町センター条例、富田林市立じないまち展望広場条例の個々の施行に関し、必要な事項を定めるため、施行規則を制定するものでございます。なお、各条例の内容が指定管理者導入に関することで大幅に変更することにより、各施行規則を全部改正といたしております。以下、内容について、条文に沿ってご説明申し上げます。

議案第 19 号、富田林市立じないまち交流館条例施行規則につきまして、改正する主な内容の説明を申し上げます。

まず、第 1 条では趣旨を、第 3 条で休館日を、今回の改正では、年末年始の休館日を 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとし、本庁の閉庁日と合わせております。

次に、第4条～6条までは、利用許可等に関する規定を定め、指定管理者が行うこととし、第7条では備品の貸し出しに関すること、第8条、9条で利用料金の還付の基準、免除についての規定、第10条では、利用者等の遵守事項を定めております。第13条で委任事項として、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める旨を規定しております。附則といたしまして、条例と同様、この規則は令和2年4月1日から施行することとし、その後には、規定にある各種様式を定めております。

次に、議案第20号、重要文化財旧杉山家住宅条例施行規則につきまして、改正する主な内容の説明を申し上げます。

まず、第1条では趣旨を、第2条で休館日を、議案第19号と同様、年末年始の休館日を12月29日から翌年1月3日までとし、本庁の閉庁日と合わせております。

次に、第4条で、年間観覧券について規定しております。第6条では、利用料金の免除規定を、第7条で、指定管理者が開催する催物等に参加する者や観覧者等の遵守事項を、第9条で委任事項として、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める旨を規定しております。附則といたしまして、条例と同様、この規則は令和2年4月1日から施行することとし、その後には、規定にある各種様式を定めております。

次に、議案第21号、富田林市立寺内町センター条例施行規則につきまして、改正する主な内容の説明を申し上げます。

まず、第1条では趣旨を、第3条で休館日を、議案第19号と同様、年末年始の休館日を12月29日から翌年1月3日までとし、本庁の閉庁日と合わせております。

次に、第4条から第6条までは、利用許可に関して指定管理者が行うこととし、第7条では備品の貸し出しに関すること、第8条、9条で利用料金の還付の基準。免除についての規定、第10条では、利用者等の遵守事項を定めております。第13条で委任事項として、規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める旨を規定しております。附則といたしまして、条例と同様、この規則は令和2年4月1日から施行することとし、その後には、規定にある各種様式を定めております。

最後に、議案第22号、富田林市立じないまち展望広場条例施行規則につきまして、改正する主な内容の説明を申し上げます。

まず、第1条では趣旨を、第3条で、休場日を、議案第19号と同様、年末年始の休館日を12月29日から翌年1月3日までとし、本庁の閉庁日と合わせております。

次に、第4条から第6条までは、利用許可に関して指定管理者が行うこととし、第7条では備品の貸し出しに関すること、第8条では、使用者等の遵守事項を定めております。第11条で委任事項として、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める旨を規定しております。附則といたしまして、条例と同様、この規則は令和2年4月1日から施行することとし、その後には、規定にある各種様式を定めております。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。それでは、議案第19号から22号につきまして、何かご質問等はございませんか。

山口教育長

仲野委員

表記について教えていただきたいのですが、じないまち交流館の時は平仮名で「じないまち」と表記され、寺内町センターは漢字で「寺内町」と表記されていますが、何か意図があって使い分けているのですか。

房田生涯学習部次長代理

寺内町センターを建設の折に、市として寺内町の普及を図るため、富田林寺内町という漢字表記を使用しておりました。じないまち交流館やじないまち展望広場につきましては、名前の公募などを実施しており、その中に平仮名表記がございまして、昔ながらというか、親しみやすさから、この表記にさせていただいております。

山口教育長

特に統一はしていないということですね。それぞれの経緯でそれぞれの使い方になっているということですね。

房田生涯学習部次長代理

はい、そのとおりでございます。

山口教育長

他に何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、議案第19号から議案第22号につきましては、提案どおり議決させていただきます。続きまして、議案第23号、富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命について、公民館より説明をお願いします。

阪本公民館長

議案第23号、富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命について、提案の内容のご説明申し上げます。

公民館運営審議会は、社会教育法第29条の規定により、公民館における各種事業の企画実施につき、調査審議を行う機関として設置されたものです。このたび、富田林市立公民館設置及び管理条例第7条第3項の規定により、委嘱・任命するものです。今年度は任期の2年目ということで、網掛けの3名の方々に新たに委嘱・任命するものです。任期は、前委員の残期間、令和2年6月30日までとなります。以上でご説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第23号につきまして、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、議案第23号につきましては、提案どおり議決させていただきます。続きまして、議案第24号、富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命について、学校給食課より説明をお願いします。

金銅教育総務部理事

議案第24号、富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命につきましては、富田林市附属機関の設置に関する条例に基づき市教育委員会の附属機関とされる小学校給食会の理事の委嘱・任命を行うものです。小学校給食会は、市立小学校において、児童の健全な発達に資するため、給食の円滑な実施を図る団体で、富田林市小学校給食会設置要綱第3条の規定により、令和元年度理事を委嘱・任命するものです。それでは議案第24号の表面及び裏面をご覧ください。

このたび、委嘱・任命いたします理事は、平成31年4月1日から令和元年6月11日までの任期と令和元年6月12日から令和2年3月31日までの任期の理事で、それぞれ変更になりました理事には、お名前に網掛けをしております。また、令和元年度の小学校給食会理事会は、7月4日に開催予定となっております、その会議の中で委嘱

又は任命をさせていただきます。以上で説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 24 号につきまして、何かご質問等はありませんか。

特に無いようですので、議案第 24 号につきましては、提案どおり議決させていただきます。続きまして、日程第 5、富田林市議会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は 2 件の案件がございます。まずは、議案第 5 号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、この件につきましては、複数の課にわたりますので、順次、説明をお願いしたいと思います。それでは、最初に教育総務課より説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、議案第 5 号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の教育総務課関連につきまして、提案の理由、並びにその内容について、ご説明させていただきます。議案第 5 号の 1 ページ目、第 2 条をご覧ください。

まず、提案の理由でございますが、消費税率が 10% に改定される予定となっていることに伴いまして、使用料等の関係条例の整備をさせていただくもので、教育総務課では、教育施設の使用料を定めております教育施設使用条例につきまして、一部改正させていただくものでございます。

次に、その内容でございますが、午前 9 時から午後 5 時までの体育館の使用料について、700 円から 710 円、午後 5 時から午後 10 時までの使用料を 1,000 円から 1,010 円に、午後 5 時から午後 10 時までの教室の使用料を 700 円から 710 円に改定するものです。使用料の改正にかかる計算式については、現行の使用料が、1.08% を乗じた内税であることから、現行の使用料を 1.08 で割り戻した額に 1.10 を乗じた額としております。なお、10 円未満は切り捨てとなっておりますことから、午前 9 時から午後 5 時までの教室の使用料、及び 1 時間当たりの運動場の使用料については、現行のままとなっております。なお、附則といたしまして、第 1 条で、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行することとし、第 2 条で、使用料等に関する経過措置を、第 3 条で、手数料に関する経過措置を規定しております。以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、次に生涯学習課から説明をお願いします。

正木生涯学習課次長

提案理由につきましては、教育総務課の説明と同様でございます。また、計算式につきましても同様となります。

生涯学習課の該当部分としましては、1 ページの第 3 条、富田林市きらめき創造館条例で、501 円以上のものに関しまして、8% を 10% に改正しております。また、第 4 条の富田林市立市民総合体育館条例、第 5 条の富田林市立総合スポーツ公園設置条例、第 6 条の富田林市立テニスコート設置条例、第 13 条の富田林市市民会館条例、第 14 条のすばるホール条例につきましても一部改正になります。なお、きらめき創造館を除く他の施設につきましては、料金の金額が上限の設定になっておりまして、上限の範囲内で指定管理者が裁量により改めて料金を設定することとなっております。以上、簡単ではございますが、生涯学習課からの説明とさせていただきます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、次に文化財課から説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

文化財課につきましては、3 ページ、第 7 条の富田林市立旧田中家住宅条例の一部改正といたしまして、第 4 条、入館料及び使用料の項目について、和室 1、和室 2 の使用料、1 日 4,000 円を 108 分の 110 で割り戻し、10 円単位を切り捨て、4,070 円に、また、和室 1、2 を両方使用した場合の使用料 1 日 8,000 円を、同じく 8,140 円に改正するものです。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 5 号につきまして、何かご質問等はございませんか。

勝山委員

消費税が必ず上がると決まったわけではなく、万が一、増税延期となった場合は 10 月 1 日からの施行を中止するなど、何か方法があるのですか。

山下教育総務部長

委員ご指摘の事が起こりますと、本条例を廃止する条例を改めて制定することが考えられます。

山口教育長

他に何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、議案第 5 号につきましては、提案どおり議決させていただきます。続きまして、議案第 6 号、令和元年度富田林市一般会計補正予算（案）についてですが、この件につきましても、複数の課にわたりますので、順次、説明をお願いしたいと思います。それでは、最初に教育総務課より説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、議案第 6 号、令和元年度富田林市一般会計補正予算（案）について、教育総務課の補正予算（案）につきまして、ご説明させていただきます。議案第 6 号の 1 ページ目をご覧ください。

国における平成 30 年度、一般会計補正予算を活用いたしまして、小中学校のトイレ改修工事、及び小中学校の屋内運動場非構造部材耐震化工事の事業費につきまして、平成 30 年度に前倒して、次年度に繰越し、工事を実施させていただくことから、平成 31 年度当初予算に計上しておりました歳入・歳出予算を減額補正するものです。次に、2 ページ目をお願いいたします。

1 行目、教育総務費の事務局費ですが、国から令和 2 年頃までに学校施設の長寿命化計画の策定が求められており、計画を策定するに先立ち、学校園施設の劣化状況調査等を行うための業務委託料でございます。

2 行目から 5 行目の小中学校費の学校管理費でございますが、学校の情報セキュリティ対策に係る委託料や新学習指導要領の全面实施を見据え、教職員用パソコンの備品購入費など、学校における ICT 機器等の整備を行うための事業費でございます。

6 行目、中学校費の教育振興費は、第三中学校のポータブルステージが老朽化していることから、更新するための備品購入費でございます。

7 行目から 10 行目、小中学校費の学校建設費につきましては、来年度に工事实施を予定しております小中学校のトイレ改修、及び屋内運動場の非構造部材耐震化工事の設計業務委託料でございます。

最後に、幼稚園費の幼稚園建設費につきましては、来年度に工事实施を予定としている富田林幼稚園の園舎屋根の改修工事にかかる設計業務委託料でございます。以上で、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

山口教育長

ありがとうございます。次に、教育指導室から説明をお願いします。

議案第6号、令和元年度富田林市一般会計補正予算(案)の教育指導室関連について、説明させていただきます。3ページをご覧ください。

生徒指導事業における2つ補正予算についてご説明申し上げます。まず一つ目ですが、不登校等学習支援業務委託です。全国的に不登校児童生徒の増加している中、学習保障の視点から学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究が必要となっています。このような中、文部科学省では、学校や教育行政機関はもとより、状況に応じてフリースクールを運営する民間団体とも連携し、不登校児童生徒に対する学習面の支援を通じた教育機会の提供の研究を地方自治体の長又は教育委員会に委託し、その効果や課題を明らかにする事業を始めました。

本市にあつては、これまで学校以外の学習の場として適応指導教室「YOUYOU」で活動を行ってまいりました。しかし、本人状況や種々の事情により家庭を出ることが出来ない児童生徒も見られ、適応指導教室の支援が十分に届いていないという現状もあることから、本事業の委託を受け、在宅のまま支援を届けられる方法を研究・検討していくこととしました。

具体には、ICTを活用したアウトリーチ型支援サービスを提供する業者のサービスを活用し、適応指導教室指導員、相談員、学校教職員と連携を図り、最終的には社会復帰をめざして、学習保障、学校復帰、進路保障実現のための取組を進めていく計画でございます。予算の計上としては、委託費と本事業の協議に助言頂く学識経験者の謝金、報告冊子作成用の印刷製本費一式、328万8,000円です。

続きまして2つめですが、部活動指導員です。部活動については、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、異年齢との交流、生徒同士、生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義は高いものがあります。しかし、教員の勤務時間の縮減や負担軽減が求められる中、平成29年3月に、学校教育法施行規則の一部が改正され、部活動指導員の位置づけが明記され、その配置にあつては、国の補助対象となりました。

本市にあつても、運動部活動における指導が従前と同様の運営体制では、維持が難しくなっていることから、本事業を活用し、外部人材の活用について研究を進めることと致しました。予算の計上としては、2名分の報償費57万6,000円です。

最後に、小学校教育用パソコン管理事業です。新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、学習の基盤となる資質・能力と位置づけられました。これからの学校教育では、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、様々な情報を見極め再構成するなどし、他者と協働して課題を解決する力や、プログラミング的な思考力を身につけることが求められております。このような中、各学校において、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されました。タブレット等を小学校16校で208台整備することを計画しており、予算の計上としては、2,108万円です。以上、教育指導室関連の6月補正予算要望です。よろしくごお願い致します。

それでは、議案第6号、3ページの下、学校給食課をご覧ください。平成30年4月から新学校給食センターの稼働に伴い、第一学校給食センターの除却に係る補正予算を提案するものでございます。まず、教育費・小学校費・学校給食費・委託料でございませう。

これにつきましては、2件ございまして、1つ目が第一学校給食センターの解体設計費用としまして、290万円を増額補正するものです。2つ目が第一学校給食センターの解体工事の監理費用としまして、266万円を増額補正するものです。次に、教育費・小学校費・学校給食費・工事請負費でございませう。

これにつきましては、第一学校給食センター建物の解体に係る工事費用としまして、9,827万円を増額補正するものです。以上でございませう。どうぞよろしくお願いいたしませう。

山口教育長
正木生涯学習部次長

ありがとうございます。続きまして、生涯学習課から説明をお願いします。

それでは、議案第6号、4ページをご覧ください。まず、親学習における学習コーディネーター講師謝礼でございませう。これは、親学習リーダー養成講座を大阪府が開設しており、富田林市から2名の方が過去に受講され、親学習のコーディネーターをされております。その方たちが地域のPTA等に親学習の講座を開くための講師謝礼でございませう。

次に、すばるホール整備事業の屋上空冷チラー更新ですが、これは、すばるホール全体の空調機4機のうちの1機が、すばるホール建設から25年が過ぎ、老朽化によりまして稼働できない状況になりつつあるとして、今回更新を行うものでございませう。

次に、すばるホール整備事業の非常放送設備の更新としまして、こちらは消防設備の点検で指摘を受けました、事務所内の非常用放送設備の更新を行うものでございませう。

次に、市民会館整備事業で、地下浄化槽上部分電盤建物屋根雨漏り修繕工事ですが、地下に浄化槽がございまして、そこで雨漏りが発生しておりますことから、浄化槽の屋根の修繕工事を行うものです。

最後に、体育施設整備事業の市民総合体育館券売機更新でございませう。これは体育館に設置しております券売機の老朽化に伴うもので、更新を行います。以上、簡単ではございませうが、生涯学習課補正予算のご説明とさせていただきます。

山口教育長
房田生涯学習部次長代理

ありがとうございます。それでは、次に文化財課から説明をお願いします。

それでは、議案第6号、令和元年度富田林市一般会計補正予算(案)について、ご説明を申し上げます。

文化財保護費、負担金補助及び交付金といたしまして、国の名勝に指定されていませう龍泉寺庭園内にある雨井戸と玉垣の修復について、昨年9月4日の台風21号被害での国庫補助対象となりえるめどが立ちましたので、富田林市から88万9,000円を随伴補助するものです。令和元年度国庫補助事業として、対象になる経費593万円、そのうち国庫補助として415万1,000円、その残額177万9,000円のうち50%の88万9,000円を市補助金として計上するものです。以上、簡単ではございませうが、説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

山口教育長
阪本館長

ありがとうございます。それでは、最後に公民館から説明をお願いします。
続きまして、公民館の補正予算の提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。
本件は、昨年大阪府北部地震でブロック塀の倒壊により、通学途中の小学生が犠牲になったことを受け、実施された公共施設緊急点検により、中央公民館と民地との境界に、高さ2.3m、延長約23mの不適合ブロック塀が確認されたものです。今回、このブロック塀を撤去し、約2mのフェンスを設置するものです。今回、補正予算として240万円を計上し、ブロック塀改修工事を実施するものです。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

山口教育長

ありがとうございます。それではまず、教育総務課の予算について、何かご質問等はございませんか。

仲野委員

2ページ目、3段目の説明で大型提示装置とありますが、これはどのようなものでしょうか。

山本教育総務課長

大型のモニターとなります。大きさは約50インチでございます。

仲野委員

どれぐらい購入される予定ですか。

山本教育総務課長

今回は小学校全体で58台購入する予定でございます。

山口教育長

他に何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、教育指導室の予算について、何かご質問等はございませんか。

勝山委員

部活動指導員2名の配置というのは、既に指導員が何名か配置されていて、そこに2名を追加されるということですか。

辻野教育総務部次長代理

今までは、外部の方のご協力を頂く場合は、学校が指導者に直接お願いをして、ボランティアという形でご協力をいただいておりますので、今回は2名分の予算を確保しまして、指導員を配置する学校を決定し、報償費を市としてお支払いする予定です。

勝山委員

2名では全中学校は無理ですよ。中学校を定めて、2名を配置するのですか。

辻野教育総務部次長代理

今回の予算を計上させていただくにあたっては、指導員の配置を考えている中学校など、ニーズを調査しており、その結果、2名となりました。

勝山委員

今後、増えていく可能性はあるということですか。

辻野教育総務部次長代理

その可能性も含めて研究していく予定です。

仲野委員

歳出の3段目の説明、学習用タブレットを小学校16校で208台整備すると説明がありました。単純計算すると1校13台、40人学級と想定するとまだまだ足りない状況です。やはりタブレットは1人1台で使用するほうが、活用方法も広がると思うのですが、各学校への配置台数も含め、どのようなお考えでそうされたのでしょうか。

辻野教育総務部次長代理

現在のイメージとしまして、1台を教師用、残りの12台を児童3人から4人に1台。授業の形態としましては、まずは、個々と教師というものではなく、教師が課題を与え、子どもたちがタブレットを囲んで、いろんな解決を図って、それをネットワーク上で交流しながら解決を導き出していくようなことで進めていきたいと考えております。ただ、今後は委員ご指摘のとおり、少しずつでも増やしていければと考えております。

山口教育長

他に何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、学校給食課の予算について、何かご質問等はございませんか。

金銅教育総務部理事

勝山委員

山下教育総務部長

山口教育長

これは、解体が中心ということですね。

はい、そのとおりでございます。

解体した跡地利用はどうされるのですか。

いくつかの部署で検討はされておりますが、市として今後、こういう活用をするという決定には至っておりません。

他に何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、続きまして、生涯学習課の予算について、何かご質問等はありませんか。

特に無いようですので、続きまして、文化財課の予算について、何かご質問等はありませんか。

特に無いようですので、続きまして、公民館の予算について、何かご質問等はありませんか。

特に無いようですので、議案第6号につきましては、提案どおり議決させていただきます。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件につきまして、活発なご意見、ご質問をいただきました。本当にありがとうございました。これで、令和元年度6月の定例教育委員会会議を終了いたします。